

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設

現状

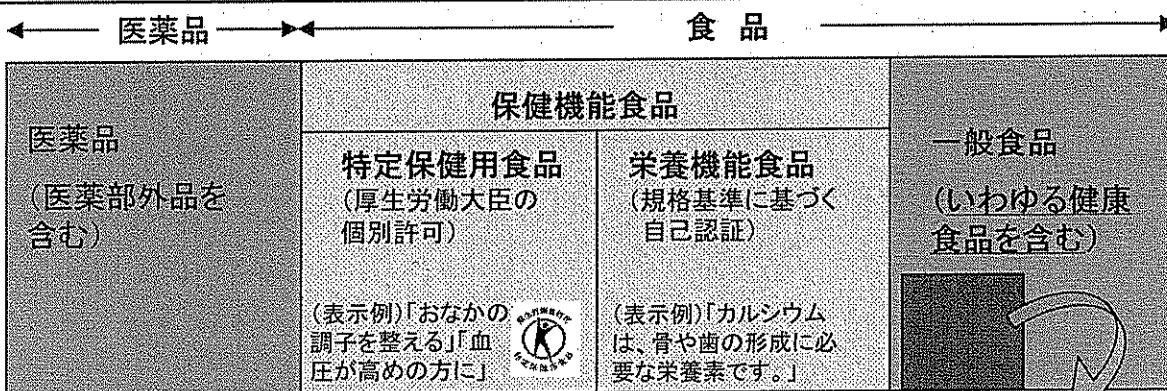
- ヒトの健康や身体能力などに好ましい影響を与えるいわゆる健康食品について、道内では、豊富な農林水産資源を活用した、研究開発や製品化が活発である。
- 健康食品の利用に関する3万人調査によると、回答者の8割がいわゆる「健康食品」を利用した経験があると回答しており、健康食品が広く消費者に浸透していることが分かるが、一方で、利用者の4割が「期待していた効果なし」と回答しており、正確な食品の有用性情報が不足していることも分かる。

課題

- 食品は、健康増進法に規定する特定保健用食品(トクホ)等を除き、ヒトの健康への影響等含有成分の機能性を表示することができない。
- 食品に機能性を表示できるトクホの許可を得ることができるのは、コストや研究体制の面から、大企業が中心となっている。(道内では、1社のみ)
- 道内企業は、消費者に商品の機能性に関する有用性情報を提供できず販路拡大に苦慮している。
- 消費者がいわゆる「健康食品」を購入する際、マスメディアや口コミなどからでは、求めている情報が必ずしも適切に入手できないこともあります、購入者はトクホ製品以外の有用性情報がない中、暗中模索状態で「健康食品」を選択している。

目指すすがた

一般食品の有用性情報の店頭表示(商品への印刷等による表示は含まない)を可能とする表示基準の創設ができるよう、健康増進法第26条、同法施行規則第11条に条文を追加



有用性情報

北海道が主産地となっている農水産物やそれらを原料とした道内製造製品について、公的医療機関等における臨床試験において科学的根拠が認められた情報

※有用性を審査するため、道は医学、栄養学等の学識経験者で構成する独自審査機関を設置する

※安全性確保は、平成21年6月に開始(予定)の食品の安全性に関する第三者認証制度を活用する

《期待される効果》

地域で責任を持ち地域産健康食品の有用性情報を地域に提供することにより、地産地消による道民の健康づくりが推進されるとともに、関連研究開発や製品化の活発化により地域産業が活性化する

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設<新旧対照表>

区分	現行		権限委譲後	
イメージ図	【食品の機能性の表示の根拠】			【食品の機能性及び機能性に係る有用性情報の表示の根拠】
	区分	内 容	区分	内 容
保健機能食品	食品の機能性（食品が健康へ与える働き）の表示が可能	保健機能食品	同左	
特定保健用食品 特定品	厚生労働大臣の個別許可 (健康増進法 § 26)	特定保健用食品 特定品	同左	
栄養機能食品	我が国が定めた18種類の栄養成分に基づく自己証明（規格基準に基づく自己認証（健康増進法 § 31）	栄養機能食品	同左	
一般食品	食品の機能性の表示はできない	北海道表示許可 食品	食品の機能性に関する有用性情報の表示	北海道知事の個別許可
	表示不可	一般食品	同左	
法令制度	【特区提案】			
	○ 健康増進法 § 26①につき、乳児用、幼児用、妊娠婦用、病院販売に供する食品に定める特別の用途に適する旨の表示をしよどす者は、厚生労働大臣の許可を受ければならない。	○ 2前項のほか、北海道における独自の情報を表示しならうとするものは、北海道知事の許可を受けなければならぬ。	○ 2法第26条第2項の北海道における独自の情報とは、食品の機能性に関する有用性情報とする。	
	○ 健康増進法施行規則 § 11に条文を追加する。	○ 健康増進法施行規則 § 11に条文を追加する。	○ 2法第26条第2項の北海道における独自の情報とは、食品の機能性に関する有用性情報とする。	
	○ 法第26条第1項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。 一 授乳婦用 二 高齢者用 三 特定の保健の用途	○ 法第26条第1項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。 一 授乳婦用 二 高齢者用 三 特定の保健の用途	○ 法第26条第2項の北海道における独自の情報とは、食品の機能性に関する有用性情報とする。	

道州制特区提案検討委員会からの課題(回答)

1. 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設について

Q1 安全性確保に向けた審査体制、審査基準に関する資料

- ① 北海道独自の表示基準に係る審査体制、審査基準がどの様になるのか、トクホと比較できるわかりやすい表のようなもの。

【回答】① 安全性確保に係る審査体制とその基準

区分	特定保健用食品(国)	第三者認証制度(国)	北海道独自表示(道)
審査体制	<p>(安全性) 食品安全委員会 ・医学、獣医学、薬学、経済学、農学の学識経験者で構成</p> <p>(有用性) 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査会 ・医学、栄養学、食品衛生学、薬学の学識経験者で構成</p>	<p>(安全性) 認証協議会(国が設置) ・学識経験者、消費者、製造業者、認証機関で構成 ・21.6認証業務開始予定</p>	<p>(安全性) 左記の第三者認証制度を活用</p> <p>(有用性) 新開発食品審査機関(仮称) ・医学、栄養学、食品衛生学、薬学や道外の学識経験者等で構成 ・北海道独自の第三者認証機関の設置も視野</p>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の維持増進に期待できるもの ・エビデンスが認められるもの ・適切な摂取量が設定できるもの ・日常的に食されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の安全性確保(文献検索実施食経験不足時は毒性試験を実施) ・製造工程管理(GMP)による安全性確保(全工程の製造・品質管理) ・審査対象は、特保以外の健康食品 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が準備している「第三者認証制度」で認証されたもの ・食経験があり、道内が主産地である農水産物 ・倫理委員会を経たヒト介入試験で有用性が確認されたもの ・注意喚起を含めた表示等の遵守が可能な者 ・その他必要と認めたもの

Q1 安全性確保に向けた審査体制、審査基準に関する資料

② 北海道としてこの提案が認められた場合、どの様に責任を負うか分かるもの。

経済部と保健福祉部と環境生活部が連携した上で、庁内の責任所在を明確にして、北海道として安全確保の責任を担うということが明確にわかるように。

【回答】② 有用性情報表示等にかかる庁内関係課

北海道独自表示における安全性については、国の「第三者認証制度」や製造事業者責任(食品衛生法第3条第1項)において担保されることとなり、基本的に北海道(経済部)は有用性情報について責任を負う。

また、北海道独自表示にかかる監視・指導に当たっては、本庁や保健所など関係機関が連携を行う。

なお、健康被害が発生した場合は、厚生労働省医薬食品局長通知「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」により、関係機関が連携した緊急な対応を講じる。

《新所管業務》

経済部 北海道が新開発食品審査機関(仮称)等の審査を経て有用性情報の表示を許可したものに関しては、不適切な表示等が判明した場合、関係する企業や業界への指導及び表示許可取り消し等を含め許可権者として対処する。

《その他表示に関する法律》

保健福祉部 健康増進法(厚生労働省)…保健所による誇大広告の監視・指導
(健康の保持増進効果について事実に相違する表示や誤認させる表示の禁止)
食品衛生法(厚生労働省)…保健所による表示項目の監視・指導
(食品衛生監視員による表示義務項目の監視等により飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止)
薬事法(厚生労働省)…保健所による医薬品的表示の監視・指導

環境生活部 景品表示法(公正取引委員会)…商品の不当な表示の監視・指導
(品質について、実際よりも著しく優良または有利であると消費者に誤認させる表示を禁止)
JAS法(農林水産省)…食品の適正な表示の監視・指導
(原材料や原産地など品質に関する適正な表示を監視)
特定商取引法(経済産業省)…訪問・通信販売等において不公正な取引がある場合の指導・処分
(商品の性能や品質等についての不実告知の禁止)

2. 北海道独自の表示基準を設けることに対する消費者からのニーズに関する資料について

Q2 現状の問題点(機能性表示がトクホ等に限定されていることにより、本道産の優れた有用性を持つ食品が道民に浸透しない)が、この提案によって、どの様に解決するか、データ等を用いて説明できるもの。

【回答】消費者ニーズから見た現状の問題解決について

消費者の多く(80%)の方が「健康食品」の利用経験があり、「健康食品」が広く浸透している実態にあるが、その購入時の情報源は、玉石混淆のマスメディア情報や家族等に勧められての購入となっており、狭いカテゴリーにあるトクホ製品以外の有用性情報がない中で、暗中模索状態での選択となっている。

また、利用者の半数以上が、不具合・不満等の経験なしとなっているものの、反面、約4割の利用者が「期待していた効果が得られなかった」等との意見もあることから、正確な有用性情報を提供することにより、利用者が納得して製品を選択出来るようになる。

なお、北海道独自の表示については、消費者に十分周知するよう各種セミナーや展示会、関係機関のホームページや市町村の広報誌、店頭での説明等を通じて普及を図る。

健康食品の利用に関する3万人調査結果(H18.7)

実施者：(株)三菱総合研究所とNTTレゾナント㈱

『調査概要』

- 1 調査方法：公開型インターネット
- 2 調査対象：30,000人
- 3 有効回答：28,818人(約96%)
- 4 属性：性別 男47%、女53%
年齢 10代：2%、20代：21%、30代：39%、40代：25%、
50代以上：13%
- 5 利用状況：第1位：ほとんど毎日利用(30%)
第2位：必要なときに利用(24%)
第3位：以前は利用、今はなし(13%)
第4位：週に2～3回利用(12%)
- 6 利用目的：第1位：日常的な健康の保持増進(58%)
第2位：特定の栄養成分の補給(40%)
- 7 情報源：第1位：テレビを見て(28%)
第2位：インターネットを見て(26%)
第3位：家族・親類に勧められて(24%)
- 8 不具合・不満：第1位：経験したことない(56%)
第2位：期待した効果なし(40%)

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設<対比>

区分	現行	権限委譲後
表示例	<p>【特定保健用食品】</p> <p>・本品は食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、食後の血糖値が気になります。糖の吸収をおたぐり、食生活の改善に役立ちます。</p> <p>・多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。</p> <p>・血糖値に異常を指摘された方や、現に糖尿病の治療を受けておられる方は、医師にご相談の上ご使用ください。</p> <p>・飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかがゆくなることがあります。</p> <p>・本品は血糖値が気になる方の食生活の改善のための食品としてご使用ください。</p> <p>・食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。（S社が許可を得た商品の例による。）</p>	<p>【北海道許可表示食品】</p> <p>(表示の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この製品は、厚生労働省が許可した特定保健用食品ではない旨、記載。 ・○○大学と共同研究の結果である健康保持（例えば血糖値）への効果について、記載。 ・ただし、全ての方に効果が期待できるわけではない旨、記載。 <p>(製品への表示例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の代わりとして期待される治療効果はありません ・医師の治療を受けている方は、医薬品との相互作用を避けるために、必ず医師や薬剤師にご相談ください。 ・過剰に摂取した場合、思わぬ健康被害が発生する危険がありますので、摂取目安量を守って摂取してください。 ・私たちの健康は、バランスの取れた食生活により保つことができますので不足分を補うものとして摂取してください。 ・体調に異常を感じたときは、直ちに摂取を中止し、必要ならば医療機関に受診してください。
表示方法	各食品の包装又は食品に添付する文書	販売店の店頭

特定保健用食品に係る申請手続き、試験等について

1 申請手続き

保健所 → 都道府県 → 厚生労働省

運用通知では、申請から6月で許可を出すこととしている。(書類不備がない場合)

2 安全性・有効性について

(1) 試験スケジュール例

毒性試験、動物安全性試験、ヒト試験(12週間)を含め、おおむね2年程度。

(2) 試験データの種類

①安全性

食経験、試験管試験、動物試験、ヒト試験

②有効性

試験管試験、動物試験、ヒト試験

(3) ヒト試験データの取り方

統計学的優位性を示す試験結果が求められており、データ数の取り方については一律に定められているものではないが、既にトクホの許可を得ている例では、以下のとおり。

区分	許可商品の例	申請企業	ヒト試験(安全性及び有効性)の対象数 (試験期間は、4W~12W)
おなかの調子	ミルミルS	ヤクルト	子供24名、健常成人431名
血圧	ペプチドエース 3000	日本サプリメント	健常成人22名、軽症高血圧者128名、 高血圧者6名
体脂肪	ヘルシーリセッタ	日清オイリオ	健常成人123名以上 糖尿病患者10名、 他に高脂血症患者、肥満女性
体脂肪	ヘルシア緑茶	花王	健常男性 104名 健常女性 77名

(4) ヒト試験の費用

費用については、公開された情報はないが、一般的には、数億円から10億円程度必要といわれている。

内訳項目としては、

- ・対象者であるボランティアの募集及び謝礼
- ・対象データの収集及び入力、分析
- ・申請書類の準備及び申請手続き

などが、あげられる。

■健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）

（特別用途表示の許可）

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊娠婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

■健康増進法施行規則（平成十五年四月三十日厚生労働省令第八十六号）

（特別の用途）

第十一条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。

- 一 授乳婦用
- 二 高齢者用
- 三 特定の保健の用途

地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の拡大

現状

- ・理学療法士・作業療法士は患者一人ひとりの特性を分析し理学療法・作業療法を行う高いスキルを持っている。
- ・法律により、医師の指示のもとに理学療法・作業療法を行うこととされており、業務は医療施設・福祉施設等で行われている。

課題

- ・広域分散型の地域構造がある一方で、医療施設や医師が偏在しており、過疎地域等に在住する中・高年齢層は予防的な健康づくりのためのトレーニングの機会に恵まれない。
→理学療法士・作業療法士のスキルを積極的に活用した持続的な健康づくりの取組が推進されるよう地域における健康づくりサービスの担い手づくりが必要。

目指す姿

理学療法士・作業療法士の業務領域の特例

理学療法、作業療法を医師の指示のもとに行う

必要となる専門教育の付与

地域での、理学療法、作業療法を活かした業務領域の拡大

《期待される効果》

- ・中・高年齢層の健康増進
- ・地域における持続可能な新たなサービスの創出

理学療法士・作業療法士の業務領域の拡大<新旧対照表>

区分	現行		権限移譲後	
イメージ図	【理学療法士・作業療法士の業務領域】 ~理学療法士及び作業療法士を行			【理学療法士・作業療法士の業務領域の拡大】 ~理学療法士及び作業療法士
	区分	対象者	対象者	業務
	理学療法士	身体に障害がある者	身体に障害がある健常者	理学療法士のスキルを活かした ①生活機能の関する相談・指導 ②ストレッチ、簡易な器具を用いた運動等の指導
	作業療法士	身体又は精神に障害ある者	身体又は精神に障害ある健常者	作業療法士のスキルを活かした ①生活機能に關する相談・指導 ②ストレッチ、簡易な器具を用いた運動等の指導
				□
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化が全国に先駆けて進展するとともにに広域分散型の本道においては、医療施設や医師が遍在しております。過疎地域等に在住する中高齢者層は予防的な健康づくりのためのトレーニングに恵まれていない。 ○ このため、理学療法士及び作業療法士に対し必要となる専門教育を付与する仕組みを整え、理学療法士及び作業療法士が地域における健康づくりの担い手として活動できるようになります。
法令制度	【特区提案】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 理学療法士及び作業療法士が行う業務法§15の規定においては、北海道においては、理学療法士又は作業療法士で北海道知事が認めた専門教育を修了した者は、法§2③、④の規定の他に、生活機能に關する相談・指導やストレッチ、簡易な器具を用いた運動等の指導を行うことができる旨の条文を追加する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理学療法士及び作業療法士が行う業務法§15の規定により、理学療法士又は作業療法士は、診療の補助として理学療法又は作業療法を行つことを業とするものと限定されている。 			

道州制特区検討委員会からの課題（回答）

1 理学療法士・作業療法士本人及び利用者のニーズ・メリット

（理学療法士・作業療法士）

- 理学療法士・作業療法士が持つスキルを活かした新たな業務として、健康づくりの取組を地域で展開することが可能となる。
- また、(社)北海道理学療法士会、(社)北海道作業療法士会からは以下の意見をいただいている。

北海道の広域分散の特性などから、特区提案で想定するビジネスモデルが直ちに多数確立するかどうかは、見通せない面もあるが、今回の特区提案を契機に、従来のリハビリテーション業務や市町村等からの委託業務、独自の運動指導サービスなどを複合化するなど、多様な活動フィールドを開拓し、つなぐ試みが活発化し、地方の新たなビジネスとして成立する可能性が広がるものと、期待・評価している。

（利用者のニーズ・メリット）

- 転倒予防教室を実施した市町村のアンケート調査結果（対象 132 市町村）によれば、回答のあった 3 分の 2 の市町村で、身体機能評価、プログラム作成等のニーズに対応するため、理学療法士が必要と回答している。
- 地域において、理学療法士や作業療法士の専門的なスキルを活かし、一人ひとりの機能評価・分析とそれに応じたトレーニング等を提供し、その後のフォローを行うことにより、効果と持続性の高い介護予防の取組が可能となる。
- 加えて、地方の利用者において、例えば、フィットネスセンターの利用などには時間的・地理的な制約が多く、また、代替するサービス（健康教室）が不十分な状況であるが、特区により、身近なところで健康づくりの支援を受ける環境が確立される。

（参考）

○ 理学療法士・作業療法士のスキル

呼吸器疾患や脳血管疾患等を含めたハイリスクな患者、一人ひとりの特性を分析した理学療法・作業療法を行っており、こうしたスキルを健康づくりに活用。

理学療法士・作業療法士の専門性

一人ひとりの機能評価・分析

生活能力障害の原因を特定

問題解決手法の特定・実行

生活自立支援

○ 転倒予防教室における理学療法士の役割

- ・ 転倒予防事業を行っている道内132市町村にアンケート調査
(16年2月、郵送、回収率：60.6%)

〔結果〕

- ① 66%の市町村で理学療法士が必要と回答。
- ② 一次的な派遣など委託の参入がほとんどであるが、効果を充実させるため、常勤化が必要という意見があった。
- ③ 理学療法士の役割として、身体機能評価、プログラム作成の要望が多い。

(第55回北海道理学療法士学術大会報告：北海道千歳リハビリテーション学院
・平和リハビリテーション病院、平成16年10月)

○ 本道のフィットネスクラブ数 18市 104カ所

・ 代表的な都市のクラブ数	札幌市	52カ所	釧路市	5カ所
	旭川市	12カ所	小樽市	5カ所
	函館市	7カ所	帯広市	3カ所

その他の地域 12市 20カ所(全体の19%)

(資料：NTT「ハローページ」)

○ 東京厚生年金病院の実例

- ・ 東京厚生年金病院では、日本ではじめて、平成9年に高齢者向けの転倒予防教室開設。転倒予防教室は、12週間（約3か月）で、総合検診から7回の運動・生活指導（健診・健脚度評価、ストレッチ、歩行指導、水中運動等）を実施。

(料金：7万8千円(利用者負担))

<参加者の感想>

- ・ 動くことに自信がつき、海外旅行に行きたくなりました。
- ・ からだを動かすことがこんなに楽しいとは思いませんでした。
- ・ 健康にお金をかけることが良いと思いました。

道州制特区検討委員会からの課題（回答）

2 理学療法士・作業療法士の道州制特区による業務がビジネスとして成り立つ理由

(健康づくりに対する支出の動向)

- 家計調査によれば、健康づくりへの支出（保健医療等）は町村部・二人以上世帯平均で16万円を超えており、例えば、中都市の教養娯楽サービス（スポーツ月謝）のように割合を増やすことや保健保持用摂取品支出を健康サービスの支出に替えること等により、一定の範囲内での新たな健康づくりサービスへの支出は可能と想定される。
- 転倒予防教室を実施した市町村のアンケート調査結果（対象132市町村）によれば、回答のあった3分の2の市町村で、理学療法士が必要と回答している。
- 現在、市町村で実施されている転倒予防教室については、無料での実施が比較的多いものの、
 1. 週1回の開催が中心であり健康づくりの機会としては、頻度が少ないとこと、
 2. 市町村の福祉センター、スポーツセンター等の主に中心市街地にある施設で実施されており、利用者のアクセスが十分でないことなどを踏まえると、今後、実施回数や実施か所を弾力化し、一人ひとりに応じた内容の充実等を図ることにより有料でのサービスが可能と考えている。

(独自業務と医療機関等への支援業務)

- 独自の生活機能相談・運動指導等のサービスと医療機関等のリハビリテーション業務の支援により業務の自立性を確保する。

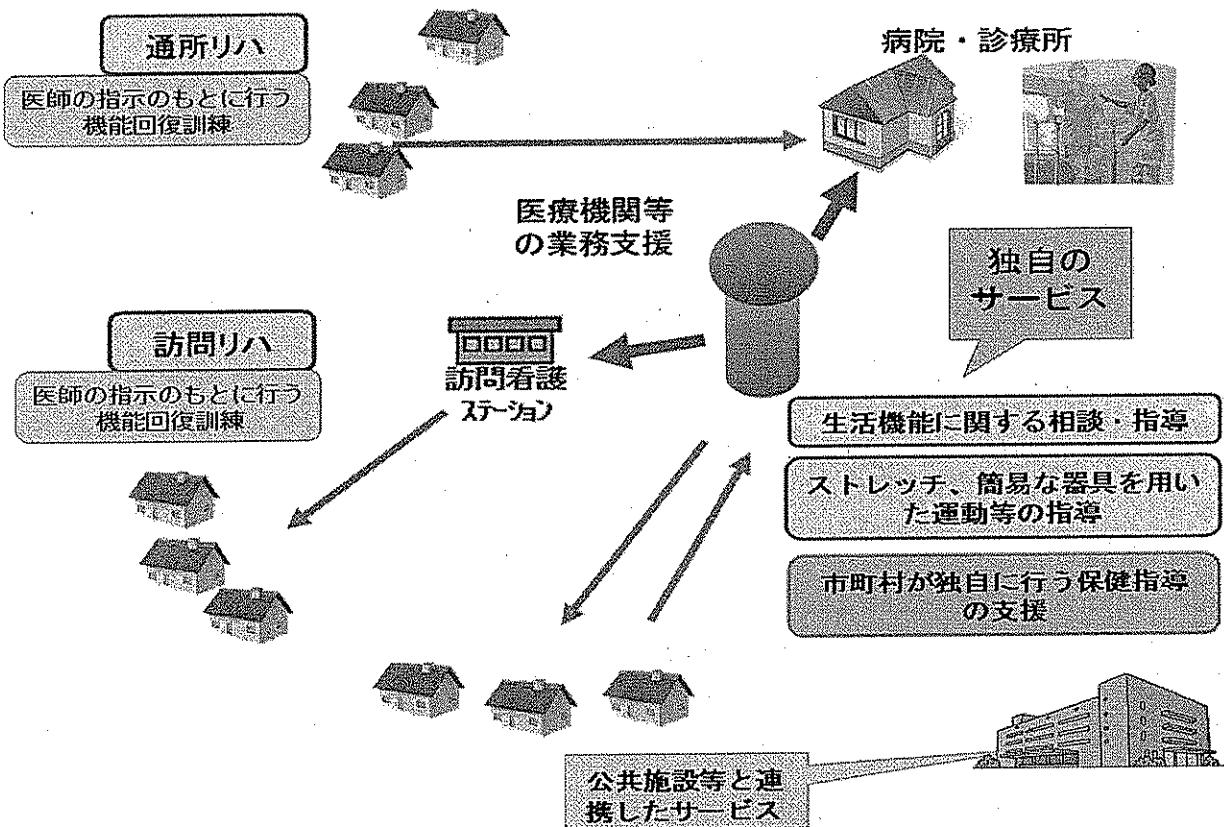
○ 家計支出（保健医療支出等・年額）

区分	二人以上の世帯		単身世帯	
	中都市	町村	平均	60歳以上
保健医療 医薬品 保健保持用摂取品	20,214 14,060	20,829 9,782	12,351 8,084	15,845 11,851
保健医療用品・器具	25,598	23,979	12,452	11,855
保健医療サービス	90,571	99,962	37,176	48,344
教養娯楽サービス スポーツ月謝	11,529	5,661	1,598	1,872
計	161,972	160,213	71,661	89,767

資料：総務省統計局「家計調査」（19年）

○ 特区後の業務

(イメージ)



道州制特区検討委員会からの課題（回答）

3 理学療法士・作業療法士が「札幌圏」に集中している中での特区提案の効果

- 医療機関や医師等が札幌に偏在し、理学療法士・作業療法士についても、主に都市部の医療機関や福祉施設等に勤務する状況にあるが、
 - ① 転倒予防教室の実施において、多くの市町村で理学療法士の常勤が必要としていること、
 - ② 健康に対する消費者のニーズが高く、保健保持用摂取品やフィットネスクラブ等の支出が少なくないこと、
 - ③ 健康サービス（フィットネスクラブ等）が町村部で十分実施されていないこと等のニーズに応え、理学療法士・作業療法士が一人ひとりにあったトレーニング等を提供することが重要であり、特区提案後は理学療法士・作業療法士のスキルを活かしたサービスを地方で行うことが可能となることにより、理学療法士・作業療法士の就業機会の確保と地域住民の健康づくり活動の充実を実現する。

4 理学療法士・作業療法士の開業に関する考え方

- 理学療法士及び作業療法士法において、医師の指示のもとに理学療法・作業療法を行うこととされ、業務は医療機関や福祉施設等で行われているが、新たに特区提案（業務領域の拡張）により行う行為は、病気や障害を有する者を対象とする治療に該当するものではない。
- 現在、医科学に基づく健康維持の取組が十分ではない（ニーズがあるものの現状において十分なサービスがない）状況に対して、リスクを考慮しつつも安全で効果的な運動指導を行うもの。
- なお、特区における新たなサービスを実施するため、現在のスキルに加え、高齢者の介護予防やリハビリの最新知識・技術や地域の保健医療ニーズの抽出、コーディネートのスキルを習得し、地域の健康づくりを総合的に支援するものであり、道州制特区により、医師が行う医療行為の一部を理学療法士・作業療法士に付与し、開業を可能とする法改正をめざすものではない。

（参考）

○ 法令改正の主旨

現行、理学療法、作業療法が医師の指示のもとに行うこととされている規定（理学療法士及び作業療法士法第二条）のほかに理学療法士、作業療法士の業務を規定する同第十五条に追記し、必要となる専門教育を付与する仕組みを整え、地域での理学療法、作業療法を活かした業務の拡張（ビジネスの創出）が図られるよう改正を求めるもの。

特区の担い手の確保

理学療法士・作業療法士は医療従事者として運動療法、作業療法を行っている。特区における新たなサービスを実施するため、現在のスキルに加え、高齢者の介護予防やリハビリの最新知識・技術や地域の保健医療ニーズの抽出、コーディネートのスキルを習得し、地域の健康づくりを総合的に支援。

＜目的＞

1. 北海道民の健康保持・増進に資する人材を、特区により確保する
2. 作業療法士の業務領域の拡大による医療資源配置の不均衡を、現リースの機能を最大限に生かしながら（ソフト的に）是正する

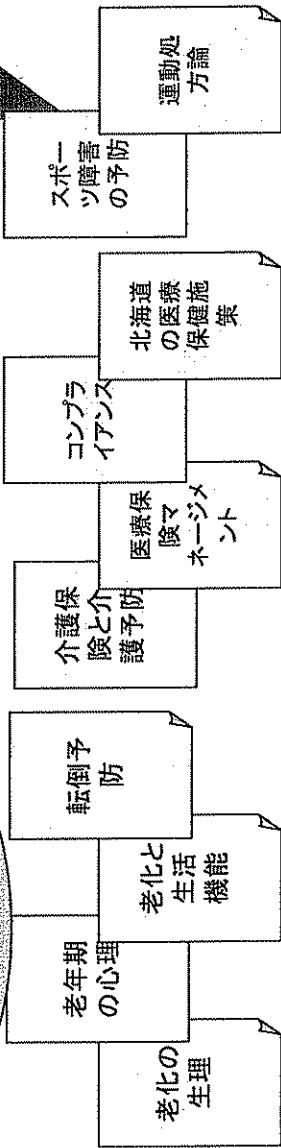
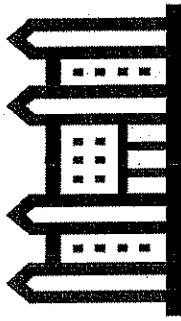
3. 現行法内では広域のために抜け落ちる医療保険サービスを補完する
とともに、情報の双方化により地域保健の効率化をはかる

理学療法士
作業療法士

大学における
extra
education

セラピスト

修了証
の交付



■理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年六月二十九日法律第百三十七号）

（定義）

- 第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るために、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
- 2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るために、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。
- 3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。
- 4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

（免許）

- 第三条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（業務）

- 第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができます。
- 2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第一条の規定は、適用しない。
- 3 前二項の規定は、第七条第一項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

（名称の使用制限）

- 第十七条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。
- 2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。